

平成28年6月1日

供給地点等の変更の許可について

中国経済産業局及び中国四国産業保安監督部から、広島ガス三原販売株式会社（法人番号 3240001039746）による供給地点等の変更の許可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準I. 第11.（14）で準用するI. 第11.（3）で準用するI. 第11.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙のとおり中国経済産業局長及び中国四国産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20160527 中国第 13 号
平成 2 8 年 6 月 1 日

中国 経 済 産 業 局 長 殿
中国 四 国 産 業 保 安 監 督 部 長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給地点等の変更の許可について (回答)

平成 2 8 年 5 月 2 7 日 付 け 20160526 中 国 第 4 号 及 び 20160526 中 四 産 保 第 2 号 により 貴 職 から 当 委 員 会 に 意 見 を 求 め ら れ た 供 給 地 点 等 の 変 更 の 許 可 の 申 請 について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該供給地点等の変更の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資 第 8 号。その後の改正を含みます。) I. 第 1 1. (1 4) で 準 用 す る I. 第 1 1. (3) で 準 用 す る I. 第 1 1. (1 1) ⑤ の うち 「 其 の 簡 易 ガ ス 事 業 を 適 確 に 遂 行 す る に 足 り る 経 理 的 基 礎 が あ る こ と 」 に 適 合 し て い る と 認 め ら れ ま し た 。